

入院患者さん、ご家族の方へ

入院中の生活、お知らせなど記載しています
必ずお読みください

MIMIHARA GENERAL HOSPITAL

入院のご案内

～より良い入院生活のために～

HOSPITAL INFORMATION



社会医療法人 同仁会

耳原総合病院

〒590-8505 大阪府堺市堺区協和町4丁465
TEL072-241-0501(代) FAX072-244-3577

ホームページ

<http://www.mimihara.or.jp/sogo/>

日本医療機能評価機構認定病院

厚生労働省指定 臨床研修指定病院

地域医療支援病院



2025年9月

社会医療法人 同仁会
耳原総合病院

入院のご連絡について

入院予定日の決まっている方

入院予定日 月 日 ()

来 院 時 間 :

*入院予定日の変更・キャンセルをご希望の場合は、各診療科へ直接ご連絡をお願いします。

入院予定日が決まっていない方

ベッドが空き次第、お電話いたします。(入院日当日のご連絡になる場合もございます。)

*但し、土・日・祝祭日を除きます。

INDEX

耳原総合病院の理念

患者さんの権利章典

患者さんご家族に守って頂く事項

急性期医療の役割のご理解とご協力について

心配事や悩みについて

01 入院決定～入院当日まで

02 入院中の生活

05 患者さんの安全のために

06 入院費のお支払いについて

退院時の手続き

07 高額療養費限度額認定証の申請について

08 診断書や証明書について

個人情報の取り扱いについて

10 その他のご案内

11 がん診療について

12 施設案内

保険外負担物品等表

患者さん ご家族の方へ

入院誓約書

「健康友の会みみはら」入会のごあんない

耳原総合病院案内図

私たちの理念

いつでも、どこでも、だれにでも — 安全・安心の医療をお届けします。

■安全・安心・信頼の医療

私たちは患者さんとともに力をあわせて、信頼いただける医療をすすめます。

■無差別平等

私たちは人権を尊重した医療をすすめます。

■患者負担の少ない医療

私たちはこれまでもこれからも室料差額はいただきません。
患者医療費負担を増やす政策に反対します。

■地域とともに歩む職員の育成

人権のアンテナを高くはり、患者さんや地域の人たちに
寄り添える専門職を育成します。



当院の姿勢と患者さんに望むこと

〈患者さんの権利章典〉

2004年11月19日
耳原総合病院管理会議
耳原総合病院倫理委員会

患者さんは、人間としての尊厳を尊重されながら医療を受ける権利を持っています。また医療は、患者さんと医療提供者が互いの信頼関係に基づき協同して作っていくものであり、患者さんに主体的に参加していただくことが重要です。当院は「安全、安心、信頼の医療」「無差別平等の医療」「患者負担の少ない医療」「地域とともに歩む専門職の育成」を医療実践の理念として掲げています。この理念に基づいた医療を実践する立場から、ここに患者さんの権利の章典を制定します。当院は、この権利の章典を守り、患者さんの医療に対する主体的な参加を支援してゆきます。

- 誰でも、社会的地位・国籍・宗教などによって差別されことなく、良質な医療を受ける権利があります。
- 病気についてわかりやすい言葉で十分な説明を受ける権利があります。
- 十分な説明と情報提供を受けた上で、治療方法などを自らの意思で選択する権利があります。また、別の医師の意見を聞きたいという希望も尊重されます。
- 診療の過程などで得られた個人情報の秘密が守られる権利があります。
- 自分の診療記録の開示を求める権利があります。
- 医療内容や病院の運営に関して、意見や苦情を述べる権利があります。
- だれでも、等しく上記の権利を行使するためには、病院の規則を守り他の患者さんや職員に迷惑をかける態度が必要です。
- 良質な医療を実現するために、自分自身の健康に関する情報、治療に対する疑問や不安をできるだけ正確に提供するように努める必要があります。

自らの病気の療養に積極的に取り組むために、自分の病気についてよく理解できなかったことに対して十分理解できるまで質問するように努めましょう。



患者さんにご家族に守って頂く事項

患者さん、ご家族の方との信頼関係を構築し、
最良の医療を提供するためにも以下の事項をご理解ください

- 1
- 診療行為は患者さんの病気の治療、あるいは病気の進行をくい止めるために行われますが、多少なりとも危険を伴います。治療を受けるかどうかは説明を聞かれた上で、患者さん本人が最終判断をしてください。また、治療が病気になられる前の状態への回復を約束するものではないことをご承知ください。
- 2
- 診断、検査、治療などでわからないことは主治医、看護師へお尋ねください。そして理解し、合意の上で受けてください。理解・合意出来ない場合はその旨お伝えください。
- 3
- 病状や治療方針などの説明を受ける際は、聞き間違いや誤解を防ぐため、出来れば患者さんお一人よりは、ご家族とご一緒にお聞きください。また、ご家族が別々の時間に来院し、それぞれが説明を求めることはお控えください。
- 4
- 診療は、救命医療が最優先されます。しかしながら、救命医療に関しての患者さん自身の意思表示が明確かつ有効な場合は、その意思を尊重します。患者さんご本人の意思が不明な時は、ご家族のご意見を伺うことがあります。また、宗教的信条、ドナーカード、リビングウィル、人工呼吸器の使用の諾否、輸血に関する希望など、事前に意思表示がある場合は明確に表示してください。
- 5
- 病院敷地内は全面禁煙となっております。病院敷地内での喫煙があった場合には診療を中止し、退院して頂きます。(電子たばこ等も同様です)
- 6
- 携帯電話の使用を制限している場所でのご使用は、ご遠慮ください。また、他の方々の迷惑にならないよう、場所及び時間には十分ご配慮ください。
- 7
- 医療費の請求を受けた時は、速やかにお支払いください。
- お気づきの点やご不明な点がございましたら遠慮なく、
医師、看護師などへご相談ください。

暴言・暴力・迷惑行為および患者さん、職員の安全確保に関する当院の対応について

次のような行為を認めた場合は当院の規定により、院外退去を含め対処させていただきます。

- ✓ 暴言・暴力行為をした場合
- ✓ 脅迫、誹謗中傷、侮辱行為をした場合
- ✓ 大声で怒鳴ったり、わめくなどして職員の業務を妨げた場合
- ✓ 不当な要求をした場合
- ✓ 院内の危機、備品、設備を故意に壊した場合
- ✓ セクシャルハラスメントやストーカーなど、いやがらせ行為をした場合
- ✓ 泥酔し、騒ぐなどして他の患者さんに迷惑をかけた場合
- ✓ 正当な理由もなく、職員の承諾を得ず院内に立ち入った場合
- ✓ 当院の規則を守らない場合
 - ※禁酒、禁煙、無断外出、無断外泊、酒気帯び面会等
- ✓ 医師または職員の指示や約束を守らない場合
- ✓ 治療費を長期滞納、もしくは支払わない場合
 - ※院内とは病院敷地内全てをいう

耳原総合病院
病院長



急性期医療の役割についてのご理解とご協力について
当院は地域医療支援病院です

当院は、平成24年11月に「地域医療支援病院」の承認を受けました。これを機会により一層、地域の医療機関との連携を強化するとともに、医療の質とサービスの向上に努め、皆さまに信頼される病院として、地域医療に貢献してまいります。

地域医療支援病院とは

患者さんは身近な地域の「かかりつけ医」から医療を提供されることが望ましいという観点から、地域における第一線の医療を担う「かかりつけ医」に対して、紹介患者さんへの医療の提供や施設の共同利用などの支援を行い、地域医療の充実を図る病院として、大阪府知事から承認された病院のことです。

地域完結型の医療をめざして

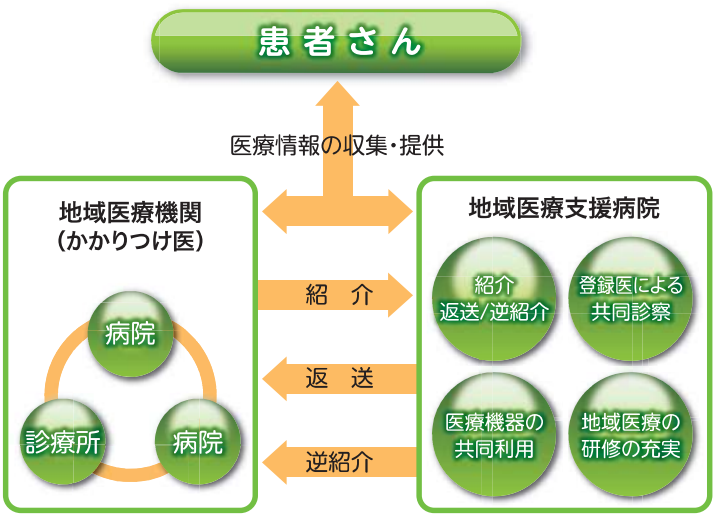
病気やけがの日常的な診療や健康管理上のアドバイスは「かかりつけ医」が受け持ち、高度な検査や専門外来、入院治療、救急医療は公的病院などの地域の基幹病院が担い、より高度な医療が必要な場合は大学病院などの特定機能病院に診療を依頼します。

また、急性期の治療が終了し、病状が安定した場合は、「かかりつけ医」などの地域の医療機関でその後の診療を受け持っていただきます。

この地域完結型医療の中心的役割を担う基幹病院が「地域医療支援病院」です。当院は、地域医療支援病院とし

て、堺市及びその周辺市域の住民の皆さまが病気になった時に安心して治療を受けていただけるように、地域医療の充実を図ってまいります。

当院含め、地域医療支援病院は、急性期医療の役割を担っています。そのため、重症あるいは病状が不安定な患者さんを受け入れられるよう常に病床を確保しておく必要があります。このような理由から、病状が安定した患者さんにはなるべく早期に退院して頂き、他の医療施設やご自宅で療養されることをお願いしております。退院や転院、療養に関するご相談には「サポートセンター」を設けておりますのでご利用ください。



心配事や悩みについて

サポートセンター

サポートセンター内の患者相談室、医療福祉相談室、入退院支援室、地域連携室であらゆるご相談に対応します。お気軽にご相談ください。

- 1) 患者相談室では、患者さんからのご相談、苦情、各種お問い合わせに対応しております。患者さん、ご家族からの様々なご相談を承り、お話もお伺いした中で、必要に応じて問題解決に向けた該当部署にご案内しております。医療安全に関するご相談についても、ご意見を承り、必要に応じて医療安全管理者を含め適切な対応を協議させていただきます。
- 2) 医療福祉相談室にて医療費や介護、生活上の不安や問題について、医療ソーシャルワーカー(社会福祉士)がご相談に応じます。患者さんと一緒に考え、解決のお手伝いをさせていただきます。
- 3) 入退院支援室にて療養上の不安や退院準備などについてご相談を承ります。入院時に介護保険の認定状況等お伺いします。入院時にはサービス利用されている方は介護保険証をご準備ください。
- 4) 地域連携室にてご利用出来る病院やクリニックのご紹介を行っております。

※相談は無料です。お伺いした相談内容についての秘密は厳守致します。ただし、学会発表などで、個人が特定出来ないように配慮した上で相談内容をご紹介させていただくことがあります。御了承ください。

※ご相談のある方は、直接1階サポートセンターにお越しいただくか、入院病棟の職員にお申し出ください。

相談受付時間: 月～金曜日9:00～16:00 土曜日9:00～12:00(日祝日 終日休み)

入院決定～入院当日まで



入院の予約

入院が決まりましたら、1階入院窓口で手続きを行ってください。

月～金／9:00～17:00 土／9:00～13:00
(日・祝日、12月30日～1月4日を除く)

入院日の連絡

入院ベッドの準備が整い次第、電話でご連絡いたします。(入院日の当日、お電話させて頂くこともございます。)

入院中に必要な持ち物

- ☐ お薬〈服用中のもの全て。入院予定日数分〉
- ☐ お薬手帳・お薬説明書
- ☐ パジャマ〈寝巻き〉
- ☐ おはし・スプーン・お茶用コップ
- ☐ 下着・着替え
- ☐ ガウンまたはカーディガンなど羽織るもの
- ☐ 室内履き〈滑りにくいもの〉
- ☐ タオル
- ☐ バスタオル
- ☐ 洗面用具
〈歯ブラシ・歯磨き・コップ・石鹸・シャンプー、洗面器、電気カミソリなど〉
- ☐ 入れ歯使用の方は、入れ歯、入れ歯ケース、洗浄剤
- ☐ 紙おむつ
〈日頃からお使いの方はご用意ください。また、病状に応じご用意をお願いする場合がございます。〉
- ☐ ゴミ袋

※お持ちいただいたものには、氏名をご記入ください。
なお、お持ちいただいた私物の管理は、ご本人様、ご家族様にてお願いいたします。紛失等されましても当院では責任を負いかねますのでご了承ください。
※手術を受けられる方や出産の方には別途必要なものもございます。入院病棟でご説明をいたします。
※当院では入院時に必要なパジャマ〈寝巻き〉・タオル・紙おむつ・日用品につきまして便利な入院セットサービスを御用意しております。価格・内容など詳しくは受付または各階スタッフステーションまでお問合せください。

入院の手続き〈入院当日〉

1. 来院の時間と場所

事前に指定した時間に、入院窓口にお越しください。

2. 用意して頂くもの

- ☐ 健康保険証
- ☐ 介護保険証(交付されている方)
- ☐ 診察券
- ☐ 入院誓約書
(入院案内の最後のページ)
- ☐ 退院証明書
(過去三ヶ月以内に当院以外で入院された方のみ)
- ☐ 各種医療受給者証
(障害医療受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証、高額療養費限度額認定証など)

※入院中に保険証や医療券が変更になったり有効期限が切れた場合には速やかに入院受け付けにご提示ください。



入院中の生活

入院後に受けられる検査や治療について、「入院診療計画書」や「クリニカルパス」を用いてご説明します。検査や治療の内容、看護の内容などについてご不明の点やご質問がありましたら、遠慮なく主治医または看護師にお申し出ください。

病棟の診療体制・看護体制

診療体制

- 1) 医師は診療科別に分かれて主治医を決めています。
- 2) 夜間及び休日は原則として当直医が診療にあたります。

看護体制

- 1) 当院は健康保険法に基づく7対1看護体制をとっています。
- 2) 看護師の勤務体制は3交代〈一部2交代〉になっております。

持ち物の管理と盗難防止

身の回り品について

- 1) 持ち物の整理には床頭台とベッドサイドロッカーをご使用ください。
- 2) 床頭台について
 - 貴重品ボックスには必ず鍵をかけ、鍵は常時身につけてください。
 - 退院時に鍵は、貴重品ボックスにつけたままをお願いします。
 - 鍵やリモコン、付属品を紛失・破損した場合は、実費をご負担いただきます。
- 3) 入れ歯、補聴器、めがね類につきましても、管理について十分ご注意ください。

身の回り品、貴重品を含め私物についての盗難・紛失・破損に関しましては、一切の責任を負いかねます。ご自分の責任で、鍵の管理を含め厳重にご注意ください。

- 1) 多額の現金はお持ちにならないでください。
 - 2) 貴重品の持ち込みは固くお断りします。
 - 3) パソコンなどの精密機器の持ち込みはお控えください。
- ※療養に不要なものの持ち込みはお控えください。

設備について

ナースコール

- 1) 看護師にご用の方は、ナースコールでお知らせください。
- 2) トイレ、浴室にもナースコールがあります。ご気分が悪くなった時などにご利用ください。

冷蔵庫

- 1) 冷蔵庫は床頭台に付設しています。
- 2) 庫内は、いつも清潔に心がけてください。
- 3) 退院の際には、お忘れ物のないように後始末をしてからお帰りください。

テレビ

利用時間：6:00～21:30

消灯時間以降の視聴はご遠慮ください。

- 1) テレビカードを利用することによって視聴出来ます。
- 2) テレビ視聴時には必ずイヤホンをご使用ください。
- 3) テレビカードは病棟内に設置されている自動販売機で販売しております。

テレビカード

各階にて自動販売機設置。但し、精算機は1階
※テレビカードは床頭台付設の冷蔵庫、病棟に設置されているコインランドリーにもご利用になれます。
※床頭台の鍵の紛失は実費請求となります。

電話の使用について

携帯電話／電子機器類は当院で定めた下記の条件のもとでご使用ください。

- 全館マナーモード設定または電源をお切りください。
- 通話については、館外でお願いします。
- メールについて使用制限は特にございません。但し、手術室、ICU、CCU、診察室、検査室については使用禁止〈電源も切る〉とします。また、念のため、医療機器の半径1メートル以内には近づけないようにしてください。



入院中の生活

一日のスケジュール

1 起床と消灯

- 1) 起床: 6:00
- 2) 消灯: 21:30

*起床時間及び消灯時間後は、点灯、談話、読書、テレビなどをご遠慮ください。

*入院されている病棟や患者さんの病状により、スケジュールには違いがあります。適宜ご案内させていただきます。

2 入浴

- 1) シャワー浴のみとなります。
- 2) 入浴は病状により出来ない場合があります。
- 3) 利用方法: 病棟により利用方法が異なりますので、入院後に説明いたします。

3 食事

- 1) 食物アレルギーのある方は、必ず、医師、看護師にお申し出ください。
- 2) 食事は療養の一環でもあります。病院の食事をお召し上がりください。

4 くすり

- 1) 入院前に服用している薬がありましたら、必ず、入院時にご持参の上、看護師・薬剤師にお知らせください。
- 2) 医師、看護師、薬剤師がお渡しした薬以外は、服用・使用しないでください。

5 検査等

- 1) 診断及び治療方針を決めるため、必要な諸検査を行いますのでご協力ください。
- 2) 検査の説明は前日に行います。
- 3) 病棟以外で検査や診療を行う場合があります。行き先は看護師が説明します。
- 4) 病棟を離れる場合は必ず看護師にお知らせください。

外出・外泊について

外泊は原則禁止です。やむを得ず、必要な場合には主治医に申し出てください。外出の際にも医師の許可が必要です。希望される場合は、希望日の平日2日前までにナースステーションでお申し込みください。無断で外出・外泊された場合は、退院となります。

お見舞い・面会について

面会時間・方法は感染症のまん延状況や病棟、患者さんの病状などによって変わる場合があります。入院される病棟にご確認ください。

●時間外の面会には医師の許可が必要です。許可がない場合には時間外の面会は出来ません。また、病状によっては面会をお断りすることもあります。面会においてになる方々にもお伝えください。

●面会は、療養の妨げとならないよう短時間でお願いたします。

●面会の方の病棟内での飲食・喫煙は固くお断りいたします。

●当院では電話による入院・面会のお問い合わせには対応しておりません。関係者の方への連絡はご家族の方からお願いします。また、お見舞いなどで来院された方へは患者さんの病棟をご案内しております。ご案内を希望されない場合はお申し出ください。

●病棟により24時間施錠されておりますので、インターフォンにてナースステーション看護師とお話してください。

駐車場について

- ご面会時には、当院駐車場をお使い頂けます。
- 駐車料金は、1時間100円となっております。
- 入退院時の付き添いのみ、1時間分の駐車場割引券を発行しております。
- 入院時に、患者さんお一人では自家用車でお越しにならないでください。
(出庫されない限り、駐車料金が発生致します。)
(場所、利用時間等巻末施設案内を参照ください。)

セカンドオピニオンについて

入院中または外来通院中に、「主治医だけでなく、他病院の医師の意見も聞いてみたい」というご希望がありましたら、遠慮なく主治医または看護師へお申し出ください。診療情報提供書や電子データなど必要な資料をお渡しします。〈有料〉

病棟での Wi-Fi 接続

無料Wi-Fiを利用できる環境を整備しております。お手持ちの無線LAN機能(Wi-Fi)を搭載したスマートフォン、タブレット、パソコン等の機器を使って無料でインターネットに接続できます。(通信機器の貸出しは行っておりません)病棟ナースステーションに掲示しているQRコードを読み取り接続してください。ご利用に際しては必ず『サービス利用規約』をご一読ください。

病室変更について

当院では、病状によってベッド運用を決めております。そのため、部屋はベッドの位置を、病状により変更させていただくことがあります。また、緊急入院の対応のため、やむを得ず夜間帯でも、他の病棟や病棟内の他の部屋に移動していただくことがあります。

災害等緊急時について

- 入院時には必ず非常口、非常階段を各病棟の「避難経路図」にてご確認ください。
- 非常時の避難は、病院職員が誘導いたしますので指示に従ってください。
- 非常時は階段を使用し、エレベーターは使用しないでください。

入院中の他医療機関の受診について

事前に主治医またはナースステーションにお知らせください。受診内容によっては実費負担になる場合がございます。



患者さんの安全のために



同じ病気の患者さんや、同姓同名の方との 人まちがいを防ぐために

- 検査や処置の際は、患者まちがいを防ぐために自ら氏名を名乗って頂くことにご協力ください。点滴ボトルや内服薬などにご自分の名前が書いてあるかどうか、出来る限り確認してください。
- ご家族の方も患者識別のリストバンド・点滴ボトルの氏名などをご確認ください。
- 輸血を受けるときは、ご自分の血液型・氏名をできる限り確認してください。輸血前後の体調不良など些細なことでも、遠慮なく医師や看護師にお申し出ください。

個人の尊厳と危険防止の 兼ね合いについて

- 患者さんの状態によっては、入院中に転倒・転落・徘徊が生じることがあります。ご家族の同意を得た上で行動制限(抑制・拘束)を実施することもあります。
- 不安な点がありましたら、病棟の看護師長にご相談ください。患者さんの安全のため、ご家族のご協力をお願いすることもあります。

院内感染防止について

- 医療従事者は院内の「感染防止対策マニュアル」に従って医療行為をしておりますが、病院内には様々な病原菌を持った患者さんが入院しているため、院内感染が完全に防げるわけではありません。
- 感染症の疑われる症状(発熱・咳・下痢など)がある方は面会をご遠慮ください。
- 重症の患者さんや抵抗力が低下している患者さんは感染を受けやすい状態になっていますので、病室によっては手の消毒や予防着・マスクの着用など、ご家族にも協力をお願いすることがあります。方法は看護師が説明します。
- 12歳未満のお子様をお連れになつての面会は原則としてお控えください。

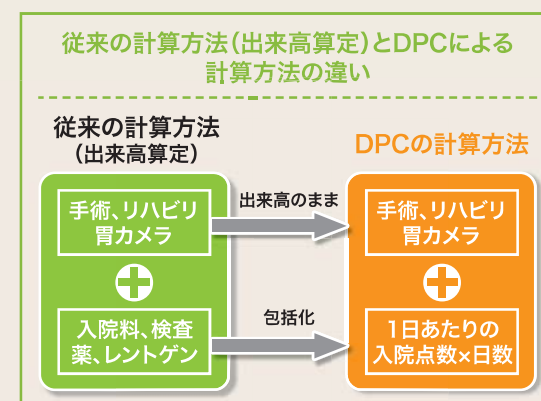
見守りカメラの設置について

集中治療室およびそれに準じる高度治療室(ハイケアユニット等)では、患者さんの状態を確認するための「見守りカメラ」を設置し撮影をしています。

入院費のお支払いについて

入院費の計算方法

当院は厚生労働省指定により、DPC(包括払い)対象病院となっております。これにより入院費の計算方法が以下になります。
(※外来費の計算方法は変更ありません)



入院費のお支払いについて

- 退院日もしくは前日に請求書を病棟へお持ちします。土日祝に退院が決まった場合は、後日連絡いたします。
- 前月分の入院費を支払う場合、10日以降に支払い可能です。
※入院費についてのご不明な点は、医事課病棟担当者にお尋ねください。

電話072-241-0501 〈内線8339〉

お支払い場所・方法

- 1階自動精算機、会計窓口(5番)にてお支払い可能です。(受付時間:平日9時~17時。土曜日9時~13時)
上記時間以外は1階時間外窓口(9番)にてお支払いいただけます。
- 現金、デビットカード、クレジットカード(JCB・VISA・MasterCard・AMERICAN EXPRESS・J-Debit)がご利用になれます。院内にATMの設置はございません。お近くの郵便局またはコンビニをご利用ください。カードによるお支払いでは、分割払いはご利用できません。

領収書について

領収書は確定申告や高額療養費の手続きなどで必要となります。再発行はいたしませんので大切に保管してください。なお紛失や他の手続きで使用された場合は「領収証明書」(有料)を発行いたします。外来分は会計窓口、入院分は入院窓口にお申し込みください。

退院時の手続き

主治医から退院の許可がありましたら、退院について担当の看護師とご相談ください。退院にあたっての注意や退院後の療養の計画をまとめた「退院療養計画書」をお渡しします。



退院手続きについて

- 退院の時間は原則午前中となっています。
- 「請求書」は退院日までの分を精算してお届けいたしますので、お支払いの上ご退院ください。なお、退院当日の処置等は請求時には間に合わないこともあるため、後日「追加請求」させて頂く場合もありますので御了承ください。
※入院費についてのご不明な点は、医事課にお尋ねください。

電話072-241-0501 〈内線8339〉

高額療養費限度額認定証の申請について

病気やケガの治療で医療費が高額になった場合に、「限度額認定証」を病院に提出すれば、病院への支払いを軽減出来ます。入院の際には入院窓口で保険証と共に提出ください。

「限度額認定証」の発行手続き等は、加入されている社会保険や国民健康保険等によって異なりますので、各保険者窓口でご相談ください。

＊入院の時期があらかじめわかっている方は、入院前に手続きができます。

＊緊急入院など、入院前に手続きが出来なかった場合でも、同一月内に入院窓口へ提示頂ければ、ご利用出来る場合がありますので、お早めに申し出て頂き、ご相談ください。

平成29年8月診療分から

〈70歳未満の方〉

所得区分		自己負担限度額	多数回該当
①区分ア	標準報酬月額 83万円以上の方	252,600円+ (総医療費－842,000円)×1%	140,100円
②区分イ	標準報酬月額 53万～79万円の方	167,400円+ (総医療費－558,000円)×1%	93,000円
③区分ウ	標準報酬月額 28万～50万円の方	80,100円+ (総医療費－267,000円)×1%	44,400円
④区分エ	標準報酬月額 26万円以下の方	57,600円	44,400円
⑤区分オ (低所得者)	被保険者が市区町村 民税の非課税者等	35,400円	24,600円

注)「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

※総医療費とは保険適用される診察費用の総額(10割)です。

※療養を受けた月以前の1年間に、3ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4ヵ月目から「多数回該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

〈70歳以上の方の自己負担限度額(平成30年8月診療分から)〉

被保険者の所得区分	自己負担限度額	
	個人ごと(外来)	世帯ごと(入院を含む)
現役並みⅢ (標準報酬月額83万円以上で高齢 受給者証の負担割合が3割の方)	252,600円+(総医療費※1－842,000円)×1% 〈多数該当:140,100円〉	
現役並みⅡ (標準報酬月額53万～79万円で高齢 受給者証の負担割合が3割の方)	167,400円+(総医療費※1－558,000円)×1% 〈多数該当:93,000円〉	
現役並みⅠ (標準報酬月額28万～50万円で高齢 受給者証の負担割合が3割の方)	80,100円+(総医療費※1－267,000円)×1% 〈多数該当:44,400円〉	
一般 (現役並み・低所得者以外の方)	18,000円 【年間上限14.4万円】	57,600円 〈多数該当:44,400円〉
低所得者Ⅱ※4 (被保険者が市区町村民税の 非課税者等)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ※5 (所得が一定基準以下)		15,000円

※1 総医療費とは保険適用される診療費用の総額(10割)です。

※2 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。ただし、「区分ア」または「区分イ」の方は対象外です。

※3 療養を受けた月以前1年間に、3ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合は、4ヵ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

※4 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。ただし、「現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲ」の方は対象外です。

※5 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。

医療費のお支払いが困難な方は、医療福祉相談室にご相談ください。

当院は、生活困難な方を対象に「無料・低額診療事業」を実施しております。

ご利用についてはソーシャルワーカーがお話を伺います。その際、収入状況を証明する資料などの提示をお願いします。基準(判定基準にもとづいての決定となります)にあった場合はご利用頂けます。ご利用頂けない場合も、他の公的制度の利用について等、ご相談承ります。

診断書や証明書について

診断書や証明書について

●入院中は、当院所定の診断書および診療情報提供書のみお申し込みになります。それ以外の書類につきましては、退院後(退院日も含む)、各受け付けにお申し込み頂くことになります。

●証明書類のお申し込みの際には、ご本人様確認のため、身分証明書を提示いただいております。

ご本人以外が持参される場合は、ご家族であってもご本人の委任が必要です。この際、代理の方の身分を証明するものを必ずお持ちください。ご提示がない場合、お預かり出来ないこともありますのでご了承ください。

なお、発行までには原則2週間がかかりますので余裕を持ってお申し込みください。

＊文書類の郵送は致しかねますのでご了承ください。

＊料金につきましては、巻末の保険外負担物品等の料金表を参照ください。

個人情報の取り扱いについて

当院では、患者さんの個人情報の取り扱いに細心の注意を払っております。個人情報の取り扱いについてお気づきの点などありましたら、サポートセンターまでお申し付けください。

①当院では、外部からの患者さんに関する問い合わせは、原則としてお受けしておりません。

②面会者からの病室の問い合わせには、総合案内で患者さんの入院されている病棟のナースステーションをご案内しております。

上記以外の対応を希望される場合は、入院受付または病棟ナースステーションにお申し出ください。

③当院における個人情報の利用目的につきましては、以下、ご確認ください。

医療提供

- 当院での医療サービスの提供
- 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業所等との連携
- 他の医療機関等からの照会への回答
- 患者の皆様への診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 検体検査業務の委託その他の業務委託
- その他、患者の皆様への医療提供に関する利用

診療費請求のための実務

- 当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
- 審査支払機関へのレセプトの請求
- 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用



個人情報取り扱いについて

当院の管理運営業務

- 会計・経理
- 医療事故などの報告
- 当該患者の皆さまの医療サービスの向上
- 入退院等の病棟管理
- その他、当院の管理運営に関する利用

◆企業等からの委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知

◆医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

◆医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

◆当院内において行われる医療実習への協力

◆医療の質の向上を目的とした当院内外での症例研究、学会活動

◆外部審査機関(国保連合会、支払基金又は保険者)への照会

◆健康診断のために郵送や電話、お宅をお尋ねしてお誘いすることがあります。

また、当院・当法人は、医療を「医療従事者と患者・住民による共同の営み」と考えています。その視点から、「健康友の会みみはら」へのお誘い、健康まつりへのお誘いに活用することがございます。病院・診療所の建て替えなどのために「建設協力債」「耳原協同基金」などのお願いに活用することがあります。

付 記

1. 左記のうち、他の医療機関等への情報提供その他について同意しがたい事項がある場合には、その旨お申し出ください。
2. お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
3. これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更をすることが可能です。

診療録の開示について

インフォームド・コンセントの推進と医療の透明性を確保するために、ご本人からの請求に関しては、開示を原則といたします〈有料〉。ただし、診療上患者さんの不利益となる場合等の理由により、やむを得ずお断りすることもございますので御了承ください。

その他のご案内

研修・実習について

- 当院は厚生労働省より「臨床研修指定病院」に指定されています。そのため、研修医が患者さんを担当させていただくことがございます。その際の診療には必ず指導医を含む上級医と一緒に担当しておりますので、ご安心ください。
 - 医学生、看護学生、薬学生、学生職業体験など、実習の受け入れも積極的に行い、明日の医療を担う人々の育成にも努めております。ご理解とご協力をお願いいたします。
- 医学生の実習時に、指導医の十分な監督のもと、一部の医行為を行わせていただく場合がございます。医学生による医行為について同意いただけない場合は、その旨をお申し出ください。お申し出がない場合は同意いただけたものといたします。お申し出および同意は後からいつでも撤回、変更することが可能です。

職員への「おこころづけ」について

当院では、職員に対する「おこころづけ」は、固くご辞退しております

健康友の会・協同基金について

- 健康友の会みみはらは「健康づくり」「まちづくり」に取り組む組織です。地域の皆様にご入会をお勧めしております。
- 協同基金は友の会会員様に限りご協力いただいております。お預かりした協同基金は病院建設・機器購入に使わせていただいております。（寄付金ではありません。）

多くの皆様にご協力をお願いいたしております。ご協力いただける方は「入院のご案内」の最後のページに「入会のごあんない」がございます。別紙の「申込書」をご記入いただき、お近くの職員にお声掛けください。

医師による病状説明等の 時間内実施について

医師の長時間労働が健康に影響を与えることが大きな問題となっています。厚生労働省「医師の働き方改革」のなかでも、病院で勤務する医師の労働時間短縮に向けた取り組みが求められています。当院では、医師等の職員の長時間労働を是正し、働き方を見直すことで、患者さまへよりよい医療を提供することができると考えます。

つきましては、患者さま・家族等の皆さまへの医師による病状説明は、緊急の場合をのぞき、平日の時間内に行うことといたします。看護師同席の病状説明を行い、より安全・安心な医療の提供にも努めてまいります。

皆さまには、ご迷惑おかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

病状説明等の実施時間

平日(月～金、祝日を除く)
9:00～17:00



がん診療について

2017年度より大阪府がん診療拠点病院の指定を受けました

大阪府がん診療拠点病院とは

がんに罹患された方々が、質の高いがん医療を選択できるよう診療等に関して指定要件を充足した病院をいいます。

大阪府よりがん診療拠点病院の指定をうけた医療機関は、相互に連携してがん診療状況等を公開し、がん医療水準の向上に努めます。

「緩和ケアの充実」「在宅医療の支援」「がん患者・家族等に対する相談支援」「がんに関する各種情報の収集・提供等の機能」を備え、地域におけるがん医療の充実に努めます。

がん相談支援センターがあります

「がん」に関することなら、何でも結構です。ご本人はもちろんご家族の方も遠慮なくご相談ください。

例えば・・・

- がんの治療方法について
- 医療費や生活費について
(治療費や手術・入院費用など)
- 抗がん剤の副作用について
- 食事について
- 自宅療養について
- 患者・家族会について
など

がん地域医療連携クリニカルパスとは

地域のかかりつけ医と当院の医師が、がん患者さんの治療を協力して行うために治療経過を共有する「治療計画表」のことです。

受診や入院の際は、かかりつけ医をお伝えください。

緩和ケアチームがあります

がん患者さんと、そのご家族のからだと心の苦痛が和らぐようサポートする専門チームです。

- 「緩和ケア」はがんと診断されたときからご希望に沿って始めることが出来ます。
- 医師、看護師、薬剤師、医療福祉相談員などの専門職が積極的に関わっていきます。

緩和ケアチームのサポートを希望される方は、お気軽に医師、看護師、近くのスタッフへお声かけください。

お問い合わせ

1階8番窓口 サポートセンター
がん相談支援センターまで
月～金(土、日、祝除く)
9:00～16:00



施設案内

病院内には、次のような施設がありますので、ご利用ください。

売 店

月～金 8:00～19:00
土 8:00～14:00
日 祝 11:00～15:00

レストラン

月～金 11:00～15:00
食 事 (ランチは14:30ラストオーダー)
定休日 土曜、日曜、祝日

コインランドリー(洗濯機、乾燥機)

各階に設置。＊洗剤はご用意ください。

公衆電話

1階エントランス、10階病棟に設置しています。

駐 車 場

①病院北側
立体駐車場(7:15～23:00)
日曜日のみ(8:00～21:00)
終了時刻以降出庫出来ません

②近隣のコインパーキング
詳細はホームページをご確認ください。

理 髪

出張理容サービスをご利用になれます。
ご希望の方はスタッフステーションまでお申し出ください。申し込み人数によってご利用いただけない場合や予定日が変更になることがあります。
理容料金は、一回1500円となります。
直接お支払いください。

保険外負担物品等表

当院一般診断書	¥2,200	出産証明書	¥2,200	身障手帳診断書	¥5,500
当院通院証明書	¥2,200	入院証明書	¥5,500	生命保険診断書	¥7,700
領収証明書(再発行分)	¥330	死亡診断書	¥2,200	年金用診断書	¥5,500
原爆医療診断書	¥3,300	原爆介護手当用診断書	¥3,300	—	—
特定疾患診断書	¥2,200	自賠責明細書	¥3,300	—	—
自立支援診断書(非)	¥3,000	自賠責診断書	¥7,700	—	—

尿とりパット	¥33	口腔ケア用潤滑ジェル(1個)	¥1,210	口腔ケア用シート(10枚)	¥150
フラットタイプオムツ	¥55	口腔ケア用スプレー(1個)	¥1,650	松葉杖貸し出し(返却時に返金)	¥5,500
パンツ型オムツ M	¥110	口腔ケア用スポンジブラシ(10本)	¥340	死後処置料	¥5,500
パンツ型オムツ L	¥120	口腔ケア用歯間ブラシ(2本)	¥110	—	—

カルテ複写 (A4用紙に印刷)	¥22/1枚	レントゲンフィルムコピー CD-ROM	¥1,100	カルテ開示基本料	¥1,100
--------------------	--------	------------------------	--------	----------	--------

※金額は税込み価格です。※価格は変更になる場合がございます。

患者さん ご家族の方へ

- 当院では、主治医の許可のもと、退院日・転院日を決定しております。
- その為、退院日(転院日)に関して、土曜や日曜・祝日など曜日のご指定や、患者さん・ご家族の方のご要望には、お応えいたしかねます。
- ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

耳原総合病院 病院長



MIMIHARA GENERAL HOSPITAL

MEMO



入院誓約書

患者氏名 明・大 男・女 昭・平 年 月 日生

住 所 〒

電 話 ()

この度、貴院へ入院するにあたり、貴院諸規則を遵守し、貴院職員の指示、院内掲示物、入院案内書等による指示に従うことを誓約いたします。

☐ 万一、貴院の諸規則に違反しましたは貴院職員の指示に従わなかった場合、退院命令が下されても異議を申し立てません。

☐ 入院費、その他入院中の療養にかかる諸費用に関しては遅滞なく支払い、退院の際に請求書が発行された場合は、退院時に全額精算いたします。

☐ 貴院に対する入院費などの支払い債務につきましては、連帯保証人は患者本人またはその法定代理人などと連帯して50万円を限度に保証債務を負います。貴院より極度額について再締結の依頼がある場合は、相談に応じます。

☐ 万一、支払いが滞ることがあれば、法的手続きにより支払い請求を受ける旨了承いたします。

【身元引受人】

氏 名 続柄 () 職業

住 所 電 話 ()

【連帯保証人】

氏 名(自署) 続柄 () 職業

住 所 電 話 ()

勤務先名 電 話 ()

入院日 年 月 日

耳原総合病院 病院長 殿

ご提出について

- 入院誓約書は、全てご記入の上、入院の際にご提出ください。
- 身元引受人と連帯保証人は別の方をお願いします。
- 連帯保証人については、必ず自署で署名捺印をお願いします。
- 捺印は朱肉印(シャチハタ不可)をお願いします。

入院費等の未払い者への対応について

当院からの請求に対し、正当な理由なく支払いがない場合は以下の通り対応いたします。

(治療内容や治療経過等または職員の対応への不満は、正当な理由には該当しません。)

請求書発行の後、1ヶ月経過しても正当な理由なく入金が確認されない場合や特に悪質と判断される未払い者に対しては、法的措置を講じる場合があります。

● 未払い者の退院後の外来受診について

退院後、正当な理由なく未払いがある場合は、外来受診前に必ず担当職員より経済状況等の確認を行います。

● 連帯保証人について

主たる債務者がその債務を履行しない場合、連帯保証人に履行義務が発生いたします。正当な理由なく、主たる債務者が入院費用の支払いをしない場合は、ただちに連帯保証人へ請求いたします。

「健康友の会みみはら」 入会のごあんない

健康友の会みみはらは、みみはらグループ（同仁会の病院・診療所、泉州メディカ、結いの会、まちづくりMGP、ひまわり会）の一員として各事業所がすすめている、無差別平等の医療・介護・保健活動、人権をまもる活動をとともに進めています。また、これらの活動をさらに発展させていくために、協同基金を集め、運営にも参加しています。

健康友の会みみはらは、みみはらグループと共同して、会員の健康や暮らしについて学びあい、平和や社会保障を広げる取り組みをすすめるとともに、会員の健康維持に役立つ活動や、安心して住み続けられるまちづくりを進めています。また会員相互の親睦をはかるレクリエーションなどを行っています。

会の運営は



- 年1回総代会を開催し、会員のみなさんの意見・要望を反映させて活動方針を決めます
- 堺市（堺区・西区・北区・中区・南区）・高石市・和泉市の行政区ごとにブロックを置き、26の支部が活動しています
- 地域にたまり場・センターが18箇所（2020.5）あり、様々な活動の拠点としています
- 近所の人達が集まり、班会やサークルを会員が中心になって楽しく行っています
- 毎月1回、友の会機関紙「とも」をお届けします
- 院所利用委員会や懇談会を開き、病院・診療所に会員の意見や要望を反映できるようにします



多彩な会の活動

保健講座や医療懇談会を開催



医師や看護師・薬剤師などによる、保健講座や医療懇談会を各地域で開催し、会員の健康を守る取り組みを行っています。

多彩な会の活動

助け合い・ボランティア活動



配食サービスやワンコイン助っ人隊（介護保険が適用されない簡単な家事のお手伝い）としてゴミだしや草引き、窓掃除などをボランティアで行っています。



多彩な会の活動

平和や暮らしを守るために

悲惨な戦争を再び起こすことのないように、憲法9条の改悪に反対します。子どもたち孫たちに、平和で誰もが大切にされる社会となるように、憲法を守り社会保障を充実させる取り組みを進めています。



多彩な会の活動

健康チェックのすすめ



青空健康チェックの実施や、事業所と協力して疾病の早期発見・早期治療をめざし、各種健康診断を勧めています。

多彩な会の活動

健康まつり・レクリエーション



各支部でバスツアーやサークル活動を行い、会員相互の親睦を深めています。また、職員と一緒に健康まつりを開催しています。

多彩な会の活動

協同基金・いのちの募金



“わたしたちの事業所”をめざして「協同基金」に取り組んでいます。また、お金の心配なく受診できる無料低額診療を支えるために、「いのちの募金」にも取り組んでいます。

おすすりめ！

検診を友の会価格で受けることができます！

メリット！

予防接種など友の会価格で受けることができます！

ぜひ一緒に！

健康づくりや班活動に参加できる！

入会するには

趣旨に賛同いただき協同基金に協力いただける方であれば、どなたでも入会できます。高校生以下の子どさんは家族会員として登録できます。会員のみなさんに、協同基金のご協力をお願いしています。

入会のお申込は、各支部の世話人、同仁会グループの事業所・職員、または友の会事務局にお申込ください。

協同基金とは

協同基金は「寄付」ではなく「お預かりする」もので、無差別平等の医療・介護をすすめる、いのちと健康・人権を守るみみはらグループの事業活動に欠かせません。病院や診療所、介護施設などの建設や改修・更新、医療介護機器購入などに使われます。また、健康友の会みみはらの、会員の健康増進のとりくみやまちづくり運動にも活用されます。

健康友の会みみはら

〒590-0821 堺市堺区大仙西町6丁184-2
TEL 072-244-8061 FAX 072-244-7860

耳原総合病院
案内図

14F	緩和ケア病棟	
13F	一般病棟	
12F	一般病棟	
11F	一般病棟	
10F	回復期リハビリ病棟	
9F	小児科病棟	管 理
8F	一般病棟	総合研修
7F	一般病棟	
6F	産婦人科病棟	外 来
5F	管 理 エ リ ア	
4F	M E 中 材 ICU (集中治療室)	手 術 病 理
3F	給 食	人工透析 リハビリテーション
2F	健 診 薬 剤 化学療法室	検 査 ・ R I 外 来
1F	放射線	E R (救急救命室) 外 来 サポートセンター (患者相談窓口)

地域交流
ゾーン

フロアマップ

3F＝透析センター、リハビリ室
6F＝産婦人科外来

2F
専門外来



1F

